

【イギリス】郵便法案—前途多難な部分民営化

海外立法情報課・岡久 慶

* 郵便法案は、ユニバーサル・サービス存続と、そのための郵政合理化を目的とする法案である。同法案には、郵便業務の部分的民営化を可能とする条項が含まれており、与党内から猛烈な反対の声が上がっている。法案を批判する時期尚早動議には、170 を超す署名が集まり、政府は法案成立のため、野党の力を借りなければならない状況に追い込まれている。

イギリスの郵便事業は、1635 年に国王チャールズ 1 世が布告によって王のための郵便機構（Royal Mail）を公共に開いたことに始まる。その後の紆余曲折と 2000 年郵便法（Postal Services Act 2000 (c.26)）制定を経て、同郵便機構は政府が 100%出資する公開有限会社ロイヤル・メール・グループ（Royal Mail Group）となり、郵便事業部門のロイヤル・メール（Royal Mail）、小包配送部門のパースル・フォース（Parcel Force）、及び窓口・郵便貯金事業を担当する子会社ポスト・オフィス（Post Office）等を通じて事業を展開するに至っている。

郵便事業に大きな変化の波を生み出したのは、まず 2006 年 1 月からの郵便市場完全自由化であり、自動仕分け等技術的に進んだ競争相手により、郵便事業が圧迫されるようになった。またデジタル時代の波も郵便事業に大きな影響を及ぼし、ビジネス・企業・規制改革相マンデルソン卿は、2008 年には 1 日平均 2 億 1600 万の携帯電話のメールが送られている一方、1 日で送られる手紙の量は 2 年前に比べて 500 万減っていると述べている。その結果、ロイヤル・メール及びポスト・オフィスは赤字続きとなり（2008 年で前者が 300 万ポンド、後者が 3400 万ポンド）、従業員に支払う年金の不足額が 70 億ポンドに上り、ポスト・オフィス組織再編の一環としてイングランドに 1 万 4000 ある郵便局の内、2,500 を閉鎖するという事態になった。

しかしながら、ロイヤル・メールは郵便市場においてユニバーサル・サービス（以下、US）（注 1）を提供する唯一の事業者であり、農村在住者及び多くの小企業（注 2）は郵便局の閉鎖に反対している。損失を出すのが切り捨ててもできないこれら部門をいかに存続させるかに頭を悩ませた政府は、2007 年 12 月に通信局副委員長の経験を持つリチャード・フーパー氏を中心とする委員会に独立審査の作成を依頼した。レビュー最終版は 2008 年 12 月に発表され、資本及び企業経験を獲得するための民間部門との戦略的提携をはじめとする、様々な提案を打ち出した。ビジネス・企業・規制改革省は、2009 年 2 月 25 日、このレビューを元に郵便法案を上院に提出した。

郵便法案の概要

郵便法案は 4 部 60 条附則 10 で構成され、その主な内容は次のとおりである。

第 1 部 ロイヤル・メール・グループの再編（第 1-14 条）

郵便局を管轄する会社（Post Office Company、現在はポスト・オフィス）が全体として国有であり、US を提供するロイヤル・メール会社（Royal Mail companies、現在はロイヤル・メール）が公有であることを規定する。「全体として国有」とは、国家が会社を直接又は間接的に完全所有すること、公有とは国家が会社を半分以上所有することを意味する。また法案には、ロイヤル・メール・グループ全体を US を提供するロイヤル・メール会社（つまり公有であることが求められる会社）と規定することで、2000 年郵便法に課せられていた、国家管轄外の相手に対するロイヤル・メール・グループの株式発行及び移管の制限を外す規定が設けられている。つまり、理論上は 50%未満までの部分民営化が可能ということであり、マンデルソン卿はロイヤル・メールの株 30%の売却を意図している。法案の反対派は、これによってパーセル・フォース等の黒字部門だけが民間部門に買収される結果になるのではないかと、この危惧を表明している。

第 2 部 ロイヤル・メール・グループの年金計画（第 15-25 条）

懸案の年金不足を解消する規定が設けられている。特に、ロイヤル・メール・グループの年金計画（以下、RMPP）加入者に扶助金を与えるためのスキームを設置し、RMPP から権利及び負債を移管し、RMPP の資産を政府に移管し、RMPP を分割し資産と負債を分割先に配分する権限を、主務大臣に対して付与する。なお、結果として、その直後に受給者の待遇が悪くなるような権限行使をしてはならない。マンデルソン卿は、年金への税金注入と抱き合わせる形で、民営化等の改革を推している。

第 3 部 郵便事業の規制（第 26-56 条）

現在の郵便事業規制を統括する独立機関である郵政委員会を廃止し、情報通信庁にその任を与え、US 提供の維持を郵便事業規制における主要な任務とする。同庁は US 提供者を 1 つ指定することができ、指定された者に課せられた US 提供のための負担を、US の範疇に属するサービスを提供する業者及びその利用者に負わせることができる。この制度は、他社が郵便事業を「美味しい所取り」し、ロイヤル・メールだけが US 提供の義務の下で、実入りの少ない遠隔地への郵送事業を背負わされることを防ぐ目的がある。これについては、郵便の競合相手に該当するという名目で、インターネット・サービス・プロバイダーが負担を求められる可能性も指摘されている。

注（インターネット情報はすべて 2009 年 4 月 16 日現在である。）

- (1) Universal postal service. 郵便事業規制機関である郵政委員会 (Postal Service Commission) は、2001 年に付与したロイヤル・メールの業務認可の条件として、当該サービス提供を義務付けている。2004 年には、第 1 種及び第 2 種郵便、通常の小包配送等がこれに該当するとし、これを手頃かつ固定価格で週 6 日提供することがこれに該当すると発表している。

<<http://www.psc.gov.uk/universal-service/defining-the-universal-service.html>>

- (2) 5,000 社以上の小企業を対象とした調査で 80%が業務上郵便局に依存する部分が多い旨回答。

<<http://www.telegraph.co.uk/news/newstopics/politics/4838779/Lord-Mandelson-Royal-Mail-part-privatisation-is-only-credible-option.html>>